様式第５号（第10条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

えびの市長　　　　　　　　印

廃棄物処理手数料免除裁決通知書

　　　　　　年　　月　　日付をもって申請された廃棄物処理手数料免除申請について、下記のとおり裁決しましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 免除申請を | １　認定する。  ２　却下する。 | |
| 決定の理由 | |  |
| 教示  　　１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、えびの市長に審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。  　　２　この処分に不服がある場合は、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者は、えびの市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | | |